

## 玉村町文化センター周辺住宅団地定住促進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、人口減少・少子高齢化の進展を受け、本町への移住及び定住の促進ならびに地域の活性化を図るため定住を目的とした住宅を取得する者に対し定住促進奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定め、本町が施行する文化センター周辺住宅団地内の第Ⅰ期分譲地及び第Ⅱ期分譲地の宅地（以下「宅地」という。）に居住用住宅を新築する者に対しこの要綱により予算の範囲以内において奨励金を交付する。

(交付対象者)

第2条 奨励金の交付対象となる者は、平成30年度以降に宅地の売買契約を締結したものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者の世帯において町税等（転入前の居住地における市町村民税等を含む）の滞納がないこと。
- (2) 宅地売買契約後、3年以内に居住用住宅（以下「対象住宅」という。）の建築工事請負契約を締結することを確約すること。
- (3) 住宅取得者及びその世帯員が玉村町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、総会屋又はこれに準ずる者でないこと。

2 住宅取得用地又は住宅の所有権を共有している場合において、当該所有権を有する名義人の中に前項第1号又は第2号の規定に該当する者がいるときは、その者を奨励金の対象とする。ただし、奨励金交付対象者が複数いるときは、そのうち1人を奨励金の交付対象者とする。

(奨励金の金額)

第3条 奨励金の金額は1棟につき5万円とする。

(交付申請)

第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、玉村町文化センター周辺住宅団地定住促進奨励金交付申請書（様式第1号）により、次の各号の必要書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、第2条第2項に該当

する場合は、玉村町文化センター周辺住宅団地定住促進奨励金に係る共有名義同意書（様式第2号）を添付するものとする。

- (1) 宅地売買契約書写し
  - (2) 町税等の滞納が無い事を証明する書類
  - (3) 玉村町文化センター周辺住宅団地定住促進奨励金に係る共有名義者同意書（様式第2号）
  - (4) 誓約書（様式第3号）
  - (5) 確約書（様式第4号）
- （奨励金の決定）

第5条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、内容を審査し、奨励金を交付することが適当と認められる場合には、玉村町文化センター周辺住宅団地定住促進奨励金交付決定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（奨励金の交付）

第6条 町長は、前条により交付決定し、申請者から玉村町文化センター周辺住宅団地定住促進奨励金請求書（様式第6号）の提出があったときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

（奨励措置の取消等）

第7条 町長は、この要綱による奨励措置を受けた者が次の各号に該当すると認めるときは、玉村町文化センター周辺住宅団地定住促進奨励金返還命令書（様式第7号）により、奨励措置を取り消し、奨励金の全額を返還させることができる。

- (1) 第2条に規定する要件を欠くに至ったとき、又は虚偽の申請、その他不正な手段により奨励措置を受けたと認められたとき。
- (2) 奨励金の交付を受けた後、5年以内に当該住宅を売却し、若しくは賃貸借契約を締結又は世帯の全員が町外に転出したとき。

2 前項の規定により、返還命令を受けた者は、命令書を受けた日から1ヶ月以内に奨励金を返還しなければならない。

（返還金の免除等）

第8条 町長は、前条の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは返還を免

除し、又は返還を猶予することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。